

# 賃借料の情報を提供します

農地法の規定により、砂川市内の農地の実勢賃借料の情報を提供します。

## <賃借料>

平成31年1月から令和元年12月までに締結（公告）された農地の賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっています。

令和2年10月1日

砂川市農業委員会

### 1 田（水稲）の部

締結(公告)された区域	平均額	最高額	最低額	データ数
砂川市全域	11,000円	15,200円	7,000円	102

### 2 畑（普通畑）の部

締結(公告)された区域	平均額	最高額	最低額	データ数
砂川市全域	2,500円	3,000円	2,000円	13

### 3 畑（玉葱畑）の部

締結(公告)された区域	平均額	最高額	最低額	データ数
砂川市全域	15,400円	18,000円	15,000円	7

※ 全て10a当たりの額。100円未満は切り捨て。

## 農地を相続すると届出が必要です

農地を相続等により取得した場合、農業委員会に届出をする必要があります。この制度は、相続等の農地法の許可を要しない権利取得についても、農業委員会が把握することにより、農地の有効利用を図ることを目的としています。詳しくは農業委員会事務局へお問い合わせください。

1. 届出が必要な方
2. 届出の時期

相続、法人の合併・分割等により農地を取得した方  
農地の権利取得を知った時点からおおむね10か月以内

申し込みは、農業委員会事務局までご連絡ください。



詳細は、農業委員会事務局または、JA新すながわ営農課までお問い合わせください。

要件を満たせば、最低月額保険料2万円のうち4千から1万円の国庫補助を最長20年間受けることができます。

● 保険料に国庫補助が出ます

● 税金が安くなります  
農業者年金で支払った保険料の全額が、社会保険料控除の対象となるため、その分課税対象所得が下がり税金が安くなります。

● 税金が安くなります

● 税金が安くなります  
農業者年金は、将来安定して受給できる積立方式・確定拠出型の年金です。

知って得する！  
農業者年金

